



宮 崎 県 公 報

令和8年7月6日（月曜日） 第 727 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日

購読料（送料共） 1年 64,800 円

目 次

告 示	頁
○公金の支出に関する事務の委託……………（業務感染症対策課） 1	
○道路の区域の変更（2件）……………（道路保全課） 1	
○道路の供用の開始（2件）……………（ “ ” ） 2	
公 告	
○県営土地改良事業計画の策定（2件）……………（農村整備課） 2	
病院局公告	
○入札公告（3件）…………… 2	
教育委員会告示	
○令和9年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱…………… 8	
○令和9年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等	

部入学者選考要綱…………… 9	
教育委員会公告	
○宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び 宮崎県総合運動公園有料公園施設の指定管理者 の指定の申請の手続の公表…………… 10	
公安委員会規則	
○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律施行令附則第2項の規定に基づく遊技機の 型式の指定に関する規則を廃止する規則…………… 11	
監査委員告示	
○包括外部監査契約に基づく監査に係る補助者…………… 11	
雑 報	
○令和8年度行政書士試験の実施について…………… 11	

告 示

宮崎県告示第 504号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の2第1項の規定により、公金の支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 委託した指定公金事務取扱者

名 称	事務所の所在地
一般社団法人宮崎県薬剤師会	宮崎市丸島町2番5号

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
医療・福祉分野における物価高騰対策緊急支援
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和8年4月27日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和8年4月27日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和8年4月27日から令和8年8月31日まで

宮崎県告示第 505号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年7月6日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5695 番1から同 郡同町同大 字同字5695 番1まで	旧	5.3～ 52.7	999.8
				新	5.3～ 52.7	999.8

宮崎県告示第 506号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和8年7月6日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
406	県道	高千穂 峰狭野 線	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田字狭野 117番1地 先から同郡 同町同大字 字下狭野 1	旧	6.7～ 11.0	325.1
				新	12.3～ 34.2	325.1

78番69地先
まで

宮崎県告示第 507号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年7月6日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5692 番5から同 郡同町同大 字同字5692 番5まで	令和8年7月6日

宮崎県告示第 508号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和8年7月6日から同年同月21日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
406	県道	高千穂 峰狭野 線	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田字狭野 117番1地 先から同郡 同町同大字 字下狭野 1 78番69地先 まで	令和8年7月6日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により九日田地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年7月6日から令和8年7月28日まで

3 縦覧場所

宮崎県ホームページ

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により東ヶ迫地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年7月6日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和8年7月6日から令和8年7月28日まで

3 縦覧場所

宮崎県ホームページ

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月6日

県立宮崎病院長 眞 柴 晃 一

1 競争入札に付する事項

(1) 特定役務の名称 県立宮崎病院本館等清掃業務

(2) 特定役務の内容 清掃業務

(3) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

(4) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで

(5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定に基づく契約である。

(2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。

イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(カ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(キ) (ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(カ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に

未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和8年度において上記1の(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 令和6年4月1日から令和8年9月30日までの間に一契約（履行期間が1年以上のものに限る。）の契約金額（履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

(5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加する者の間に、一定の資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橘通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062

(2) 申請の受付期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号 郵便番号 880-8510 電話番号0985(24)4181

(2) 期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立宮崎病院ホームページ上でも公開する。

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 交付期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立宮崎病院ホームページ上でも公開する。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当

(2) 提出期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正

- 午から午後１時までを除く。))
- (3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7月28日必着）又は持参による。
- 8 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認結果は、令和8年8月10日までに通知する。
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
(1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
(2) 提出期限 令和8年8月20日午後5時
(3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月20日必着）又は持参による。
(4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。
- 10 開札の場所及び日時
(1) 場所 宮崎県庁5号館2階 521号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号
(2) 日時 令和8年8月21日午前10時
- 11 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 12 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
(1) 虚偽の申請を行った者のした入札
(2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(5) 入札書の表記金額を訂正した入札
(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
(7) 入札条件に違反した入札
(8) 連合その他不正行為があった入札
(9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札
- 13 落札者の決定の方法
予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。
- 14 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課管理担当
- 15 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 16 その他
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
(4) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者から本入札に係る入札参加資格確認申請があった場合は、当該複数の者は、本入札に係る入札参加資格がないものとする。
- 17 Summary

- (1) Nature and quantity of Goods and/or Services Required: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 20 August, 2026
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki Prefecture, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月6日

県立延岡病院長 山 口 哲 朗

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 県立延岡病院本館等清掃業務
(2) 特定役務の内容 清掃業務
(3) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路2丁目1番地10
(4) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
(5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
(2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
(イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
(オ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ク)から(ケ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ケ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

(3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和8年度において上記1の(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 令和6年4月1日から令和8年9月30日までの間に一契約（履行期間が1年以上のものに限る。）の契約金額（履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が 2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

(5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 入札に参加する者の間に、一定の資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

(8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7062

(2) 申請の受付期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付

期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982（32）6181

(2) 期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立延岡病院ホームページ上でも公開する。

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 交付期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立延岡病院ホームページ上でも公開する。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7月28日必着）又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和8年8月10日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期限 令和8年8月20日午後5時

(3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月20日必着）又は持参による。

(4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁5号館2階 521号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号

(2) 日時 令和8年8月21日午後2時

11 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

- (8) 連合その他不正行為があった入札
 (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札
- 13 落札者の決定の方法
 予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。
- 14 契約に関する事務を担当する部局等
 県立延岡病院総務課庶務担当
- 15 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨
- 16 その他
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
 (4) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者から本入札に係る入札参加資格確認申請があった場合は、当該複数の者は、本入札に係る入札参加資格がないものとする。
- 17 Summary
 (1) Nature and quantity of Goods and/or Services Required: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment
 (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 20 August, 2026
 (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和8年7月6日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 1 競争入札に付する事項
 (1) 特定役務の名称 県立日南病院清掃業務
 (2) 特定役務の内容 清掃業務
 (3) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
 (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
 (5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
 (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく契約である。
 (2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

- ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 (オ) 委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(ウ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
 オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 (2) 病院局が発注する調達手続の特約を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
 (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 ア 令和8年度において上記1の(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者
 イ 令和6年4月1日から令和8年9月30日までの間に一契約（履行期間が1年以上のものに限る。）の契約金額（履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が2,000万円以上の建物清掃業務及

び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

- (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加する者の間に、一定の資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
- (8) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

- (1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橋通東1丁目9番18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985（26）7062
- (2) 申請の受付期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987（23）3111
- (2) 期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
県立日南病院ホームページ上でも公開する。

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 交付期間 令和8年7月6日から令和8年8月20日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
県立日南病院ホームページ上でも公開する。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期間 令和8年7月6日から令和8年7月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
- (3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7月28日必着）又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和8年8月10日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当
- (2) 提出期限 令和8年8月20日午後5時

- (3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月20日必着）又は持参による。
- (4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁5号館2階 521号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号
- (2) 日時 令和8年8月21日午前11時

11 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

13 落札者の決定の方法

予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- (4) 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者から本入札に係る入札参加資格確認申請があった場合は、当該複数の者は、本入札に係る入札参加資格がないものとする。

17 Summary

- (1) Nature and quantity of Goods and/or Services Required: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 20 August, 2026
- (3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki Prefecture, 887-0013 Japan. TEL: 0987-23-3111

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 3 号

令和 9 年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱をここに公表する。

令和 8 年 7 月 6 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和 9 年度宮崎県立高等学校入学者選抜要綱

1 基本方針

県立高等学校の入学者の選抜は、各高等学校の学科やコースの特性に配慮しつつ、その教育を受けるにふさわしい能力、適性等を総合的に判定して行うものとする。

2 募集人員

募集人員は、別に告示する「令和 9 年度宮崎県立高等学校生徒募集定員」のとおりとする。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者とする。

(1) 令和 9 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は学校教育法施行規則第 95 条の規定により、これと同等以上の学力があると認められる者

4 出願手続

入学志願者の出願手続については、別に定める「令和 9 年度宮崎県立高等学校入学者選抜実施細目」（以下「選抜実施細目」という。）による。

5 全日制及び定時制課程の入学者の選抜

入学者の選抜は、次に定める推薦入学者選抜（自己推薦方式、スポーツ推薦方式の 2 方式を指す。以下同じ。）、帰国・外国人生徒等入学者選抜、一般入学者選抜、二次募集入学者選抜及び連携型中高一貫教育校に係る入学者の選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）による。

(1) 推薦入学者選抜

① 各高等学校の自己推薦方式の募集人員の割合は、10%から 50%までの範囲内で各高等学校長が定める。

② 各高等学校のスポーツ推薦方式の募集人員は別に定める。

③ 選抜は、学力検査、適性検査、自己推薦書及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

④ 学力検査は、各高等学校が 3 教科（国語、数学、外国語（英語））以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

⑤ 適性検査は、各高等学校の特色に応じて各高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(2) 一般入学者選抜

① 選抜は、学力検査、面接及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査は 5 教科（国語、社会、数学、理科、外国語（英語））とし、傾斜配点を用いることができる。

③ 検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、選抜

追検査を実施する。なお、詳細については、別に定める。

(3) 二次募集入学者選抜

① 推薦入学者選抜及び一般入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。

② 選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(4) 連携型入学者選抜

① 選抜は、県立高等学校管理運営規則に定める連携型高等学校において、連携型中高一貫教育を行っている連携型中学校を対象に実施する。

② 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査、調査書及び中高連携による学習のまとめ等を資料とし、総合的に判定して行う。

③ 学力検査は、高等学校が 3 教科（国語、数学、外国語（英語））以内を指定して行い、傾斜配点を用いることができる。ただし、学力検査を実施しない学校・学科も認める。

なお、学力検査を実施しない場合、適性検査を実施する。

④ 適性検査は、高等学校の特色に応じて高等学校長が定める。

なお、適性検査を実施しない場合、学力検査を実施する。

(5) 帰国・外国人生徒等入学者選抜

① 選抜は、推薦入学者選抜と同じ日程で行い、学力検査、適性検査及び調査書等を資料とし、総合的に判定して行う。

② 学力検査及び適性検査問題については、漢字にルビを付けた検査問題を使用する。

③ 適性検査は、日本語又は英語で実施する。

(6) 日程

① 推薦入学者選抜、連携型入学者選抜、帰国・外国人生徒等入学者選抜

ア 選抜検査 令和 9 年 2 月 3 日（水）

イ 合格内定通知 令和 9 年 2 月 12 日（金）

ウ 合格者発表 令和 9 年 3 月 17 日（水）

② 一般入学者選抜

ア 選抜検査 令和 9 年 3 月 3 日（水）
及び 3 月 4 日（木）

イ 選抜追検査 令和 9 年 3 月 10 日（水）

ウ 合格者発表 令和 9 年 3 月 17 日（水）

③ 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和 9 年 3 月 23 日（火）

イ 合格者発表 令和 9 年 3 月 24 日（水）

6 通信制課程の入学者の選抜

(1) 選抜は、面接、作文及びその他必要な書類等により行う。

(2) 入学者選抜合格者発表の段階で、合格者が募集定員に満たない場合、当該高等学校長は二次募集を行う。選抜検査方法や検査内容等選抜検査に関する詳細については、当該高等学校長が定める。

(3) 日程

① 入学者選抜

ア 選抜検査 令和 9 年 3 月 24 日（水）

イ 合格者発表 令和 9 年 3 月 26 日（金）

② 二次募集入学者選抜

ア 選抜検査 令和 9 年 4 月 5 日（月）

イ 合格者発表 令和 9 年 4 月 7 日（水）

7 その他

- (1) 3の(2)に掲げる者の県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、この要綱に準じて県教育委員会が定める。
- (2) この要綱に定めるもののほか、県立高等学校入学者選抜に関し必要な事項は、選抜実施細目の定めるところによる。
- (3) 各高等学校長は、海外帰国生徒等の入学者選抜については、県教育委員会と協議して、弾力的に取り扱うことができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県教育委員会告示第4号

令和9年度宮崎県立特別支援学校幼稚園・高等部入学者選考要綱をここに公表する。

令和8年7月6日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

令和9年度宮崎県立特別支援学校幼稚園・高等部入学者選考要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚園・高等部の入学者の選考は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切に行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「令和9年度宮崎県立特別支援学校幼稚園・高等部入学者選考実施細目」（以下「選考実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

- (1) 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）

募集人員は、別に告示する「令和9年度宮崎県立特別支援学校幼稚園・高等部入学者募集定員」によることとする。

- (2) 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）

学校名	障がい種	募集定員
日南くろしお支援学校日南校	知的障がい	8名
都城きりしま支援学校都城商業校		16名
延岡しろやま支援学校延岡商業校		8名
宮崎高等支援学校		24名

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第 340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者又は県外からの志願者で宮崎県教育委員会が志願を許可した者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚園

- ① 明星視覚支援学校、都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚園にあっては、令和3年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚園にあっては、令和3年4月2日から令和5年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 本科（普通科、保健医療科、職業科）にあっては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（令和9年3月修了見

込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

- ② 専攻科にあっては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（令和9年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第 150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、選考実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚園及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 諸検査

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校の特色に応じて各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(3) 追検査等

検査当日に、病気その他やむを得ない事情によって、検査場及び別室での受検が困難である場合に対応するため、追検査等を実施する。

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）については、各特別支援学校長が詳細を定める。
- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、県教育委員会が詳細を定める。

(4) 二次募集

- ① 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）については、合格内定者が募集定員に満たない場合、当該特別支援学校長は二次募集を行う。
- ② 二次募集の諸検査に関する詳細は、県教育委員会が定める。

(5) 日程

- ① 幼稚園及び高等部（普通科、保健医療科、専攻科）

ア 諸検査及び面接

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）

イ 合格者発表

令和9年2月26日（金）

- ② 高等部（職業科〔高等特別支援学校〕）

ア 諸検査及び面接

令和9年2月9日（火）及び2月10日（水）

イ 追検査

令和9年2月16日（火）

ウ 合格内定通知

令和9年2月18日（木）

エ 二次募集諸検査及び面接

令和9年2月24日（水）

オ 合格者発表

令和9年2月26日（金）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚園・高等

部入学者選考に関し必要な事項は、選考実施細目の定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

教育委員会公告

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）第5条及び都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）第15条の3の規定により、宮崎県体育館、宮崎県ライフル射撃競技場及び宮崎県総合運動公園有料公園施設（以下、「県スポーツ施設」という。）の指定管理者の指定の申請の手続について次のとおり公表する。

令和8年7月6日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

1 指定管理者が管理を行う公の施設の名称、所在地及び設置目的

(1) 名称

- ア 宮崎県体育館
- イ 宮崎県ライフル射撃競技場
- ウ 宮崎県総合運動公園有料公園施設

(2) 所在地

- ア 宮崎市宮崎駅東2丁目4番1
- イ 宮崎市田野町乙4765番地の1
- ウ 宮崎市大字熊野1443番地12ほか

(3) 設置目的

ア 国民スポーツ大会をはじめとする各種全国レベルの大会に使用される等、本県競技力向上の中核施設としての役割を担うとともに、県民の体位・体力の維持・増進を図り、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 本県のライフル射撃競技の競技力向上の中核を担うとともに、ライフル射撃競技の普及振興を図ることを目的とする。

なお、全国レベルのライフル射撃競技大会が可能な県内唯一の施設である。

ウ 置県80周年を記念し、「緑の中のスポーツ公園」として建設された総合体育施設であり、国民スポーツ大会をはじめとする各種全国レベルの大会や国際大会など「競技スポーツの拠点」及びスポーツキャンプやスポーツイベント等のための「スポーツを通じた経済活性化を担う中核施設」としての役割を担い、体育及びスポーツの普及振興に努めることにより、もって県民の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、この期間において、管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

3 指定管理者の業務

- (1) 県スポーツ施設の利用に関する業務
- (2) 県スポーツ施設の維持及び保全に関する業務
- (3) その他県スポーツ施設の管理運営に関する業務

4 指定管理者が行う管理の基準

教育関係の公の施設に関する条例第7条の規定により準用する公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第7号）第10条の4、宮崎県体育館管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第24号）第17条、宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年宮崎県教育委員会規則第25号）第17条、都市公園条例（昭和39年宮崎県

条例第24号）第15条の6及び都市公園条例施行規則（昭和61年宮崎県規則第13号）第34条に規定する管理の基準による。

5 指定管理者の指定方法

教育委員会は、申請のあったものの中から、指定管理候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。

6 指定管理者指定の申請に必要な資格

- (1) 宮崎県内に事業所又は事務所を有する、又は指定期間の初日までに設置が見込まれる法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (4) 宮崎県から地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた事実がある者にあつては、当該処分の日から起算して2年を経過している者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該申立てに基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 団体の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (7) 団体の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の關係者若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 指定管理候補者の選定に係る審査基準

- (1) 住民の平等な利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容等が、県スポーツ施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 事業計画書の内容等が、管理運営に係る経費の適正化等を図るものであること。
- (4) 事業計画書の内容等を確実に実施するために必要な経理的基礎及び管理に関する能力を有するものであること。
- (5) 施設の管理に当たり、環境保全への対応や地域への貢献が図られていること。

8 指定管理候補者の選定方法

提出された指定管理者指定申請書及び指定管理者募集要領（以下「募集要領」という。）で定める書類等により申請資格の審査を行った上で、別に設置する宮崎県スポーツ施設指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県教育委員会が確認を行った上で指定管理候補者を選定するものとする。

9 募集要領の配布場所及び請求先並びに配布期間

- (1) 配布場所及び請求先 宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985-26-7247
- (2) 配布期間 令和8年7月6日から令和8年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

10 指定管理者指定申請書等の提出方法及び提出期間

- (1) 提出方法 指定管理者指定申請書に募集要領で定める書類を

添付し、提出先に持参又は送付（送付にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 提出期間 令和8年8月7日から令和8年9月7日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

- 11 指定管理者指定申請書等の提出先及び問合せ先
宮崎県教育庁スポーツ振興課管理担当
- 12 その他
この募集に関する詳細は、募集要領による。

公安委員会規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく遊技機の型式の指定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年7月6日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

宮崎県公安委員会規則第7号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく遊技機の型式の指定に関する規則を廃止する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令附則第2項の規定に基づく遊技機の型式の指定に関する規則（昭和60年宮崎県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員告示

監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年7月6日

宮崎県監査委員 川 野 美奈子
宮崎県監査委員 木 下 博 義
宮崎県監査委員 二 見 康 之
宮崎県監査委員 日 高 陽 一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
原 田 真 一	宮崎市瀬頭1丁目1番18号 オーシャン瀬頭 605号
塩 塚 正 康	福岡県久留米市津福本町 306番地18
三 浦 洋 司	宮崎市恒久南3丁目1番地4
永 野 正 規	宮崎市堀川町 182番地2 ファミリーはしぐち 101号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

雑 報

令和8年度行政書士試験の実施について

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により宮崎県知事から委任された令和8年度行政書士試験について、次のとおり実施します。

令和8年7月6日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 望 月 達 史

- 1 試験期日
令和8年11月8日（日） 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所
宮崎県立宮崎工業高等学校（宮崎市天満町9-1）
- 3 試験の科目及び方法
(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数46題）	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関し必要な基礎知識（出題数14題）	一般知識、行政書士法等行政書士業務と密接に関連する諸法令、情報通信・個人情報保護及び文章理解の中からそれぞれ出題し、法令については、令和8年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行います。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関し必要な基礎知識」は択一式とします。
- * 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手数料

10,400円

受験手数料の払込方法については、試験案内を御覧ください。
なお、払込みに必要な費用は、受験申込者の負担となります。

また、一旦払い込まれた受験手数料は、地震や台風等により、試験を実施しなかった場合を除き、返還しません。

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月17日（月）まで

イ 受付場所

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課（東京都千代田区一番町25番地 全国町村議会会館3階）

受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、郵便局の窓口で必ず簡易書留郵便で郵送してください。

8月17日（月）の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類

受験願書一式（配布場所についてはエを御覧ください。）

エ 受験願書及び試験案内の配布期間、請求方法及び配布場所

① 郵送配布

(ア) 配布期間

令和8年7月21日（火）から順次郵送

受験願書及び試験案内の郵送での配布請求期間は、令和8年7月6日（月）から令和8年8月7日（金）（必着）までです。この期間内に請求があったものについて、郵送配布します。

(イ) 請求方法

住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒（角形2号＝A4サイズの受験願書が折らずに入る大きさの封筒）に、郵便切手 180円分を貼付し、下記の宛先まで郵送してください。

郵便番号 252-0299

日本郵便株式会社 相模原郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課

② 窓口配布

(ア) 配布期間

令和8年7月21日（火）から令和8年8月17日（月）まで

(イ) 配布場所

宮崎県行政書士会、宮崎県総務部市町村課、県内各県税・総務事務所、西臼杵支庁、県内各市役所及び町村役場総務担当課

土曜日、日曜日及び国民の祝日は、配布しません。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受付期間

① 令和8年7月21日（火）午前9時から令和8年8月24日（月）午後5時まで

インターネットによる受験申込は、8月24日（月）午後5時で終了します。午後5時までに入力を完了していないと、接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

② 入力方法等手続の詳細については、一般財団法人行政書士試験研究センターホームページにて御確認ください。

③ 受付最終日（8月24日（月））は大変混雑し、インターネットがつながりにくくなることが予想されますので、余裕を持って早めに申し込んでください。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料は、クレジットカード（申込者本人名義のも

のに限ります。）又はコンビニエンスストアで払い込んでください。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス、Diners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブンイレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア

6 特例措置の実施

身体機能に障がいのある方等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望される方には、障がい等の状況により希望される措置を行うことがあります。

なお、申出の時期や障がいの内容等によっては希望に沿えない場合があります。

受験に際して必要な措置を希望される場合は、受験申込み（「郵送による受験申込み」又は「インターネットによる受験申込み」）をする前に、必ず一般財団法人行政書士試験研究センターまで御相談ください。特例措置の手続については、試験案内を御覧ください。

7 合格発表の日時及び方法

(1) 日時

令和9年1月27日（水）午前9時

(2) 方法

一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。

なお、公示後、受験者には合否通知書を郵送します。

また、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページにも合格者の受験番号を掲載（掲載開始時間は、合格発表日の午前中）します。